

水足博泉

みずたりはくせん
本格的な「文教菊池」の始まりは、今から二五〇年前の宝暦・明和期に、熊府の水足博泉（平之進、一七〇七〜三二）や山鹿郡の加々見鶴灘（一七〇四〜五一）に師事した渋江紫陽（一七一九〜九二）からでした。それは、宝暦五（一七五五）年の秋山玉山の肥後藩校「時習館」の開校よりも早い時期でした。



水足父子の書（西照寺蔵）

朝鮮より、通信使が風に乗った帆船で来日された。お尋ねしますが、日本の海山は漢詩の好材料でしょうか。さぞかし袋一杯の珠玉の漢詩がたくさんできたことでしょうか」という意味です。

また、一六歳の博泉は「古学」の祖狄生徂徠から、その天才ぶりを「老成の風あり、必ず名を天下に上げん」と評され、「東肥の水（水足の意）」「海内の君子」と褒められています。ところが、水足家で刃傷沙汰の事件が起り、父は斬死、博泉は十二カ所の負傷でしたが、九死に一生を得ました。その博泉を、隈府町の西照寺住僧が招き、境内に書院を建てて囲いました。博泉は、そこで渋江紫陽など地元の子供に学問を教えていましたが、「傷寒（腸チフス）」に罹り、二六歳で死去しました（文責） 社会教育課指導員 堤 克彦

これは、「昔から友好の隣国

人権同和教育シリーズ⑭

藤井先生の話聞いて

平成17年度 菊池農業高校卒
山口 由香

世界には、いろんな人が暮らしています。それなのに、なぜ障害者、健常者と分ける必要があるのでしょうか？私には、それがどうしても疑問でなりません。障害者も健常者も同じ「人間」という生き物なのにどうして差別するのでしょうか。しかし、私も差別したことがあります。世の中には「私は差別をしたことはありません」という人がいますが、人は皆、知らず知らずのうちに差別をしまわうことがあるのではないかと思います。

それは、自分と比べてしまうからです。自分とは違うという心、それが差別の心なのではないでしょうか。見た目が自分と違うから、やる自分が自分と違っているから、だから人は他人を差別してしまうのです。差別と人間関係は切っても切り離せない関係にあるのではないのでしょうか。

ていました。でも、それは違っていたのだと、藤井先生のお話を聞いて気づくことができました。苦しんで、悩んで、死にそうになって、確かに辛い生活でも、「心」が強いのです。

藤井先生は幼少の頃から「血管腫」という病気で苦しんでこられたにも関わらず、私たちの前に笑顔で登場してくださいました。その笑顔を拝見し、とても心が温かくなりました。

私は、人と深く関わることから逃げてきました。それは、自分でもまだ知らない自分に出会うことが、そして、それを知られることが恐ろしくてたまらなかつたからです。そんな勇気私にはありません。

でも、藤井先生は「目が合ったら人には挨拶をする」ということをなさっています。これは簡単なようで、誰でもできるわけではない、とても勇気のいることだと思えます。そして、藤井先生を見習いたいと強く思いました。そうすれば、今まで自分に足りなかつた「勇気」というものを少しでも手に入れられる気がしたからです。

藤井先生のお話を聞いて、今の私達は、こつこつと方々をお手本にしなくてはならないのだと強く感じました。なぜなら、



私達のような若者は、本当の辛さ、というものを知らないし、努力することを知りません。そんな私たちは、言葉を通じてしか、その思いを感じることはできません。

人は一人では生きて行くことができませんが、すべての人が同じことを思うはずがありません。一人ひとりの顔や性格は個性なのです。自分一人にしかない個性を自分を含め、周りと競い合いながら高めていかなければなりません。

どんなに耐えられない苦しい思いをしたとしても、これが自分なんだ、と思つて立ち向かうことが、自分の成長につながっていくのだと考えることができました。

10月は土地月間

「地域に貢献 社会に貢献 土地活用」

10月1日は、「土」で土地の日です

土地は限られた貴重な財産。個人的な利益だけを考えた投機的な取引などは、土地の有効な利用方法とはいえません。土地の有効利用をみんなで考えましょう。

4つの「基本理念」

- ①公共の福祉が優先します
限られた貴重な資源である土地。自分の土地であっても、利用の仕方によっては周辺地域に大きな影響を与えます。土地は公共性の強いものであり、その利用には公共の福祉を優先することによる制限や負担が必要で
- ②計画に従った適正な利用が大切です
土地利用は、その土地だけでなく周囲の地域全体も考えて最もさわしい活用であるかどうか問われます。「都市計画」など土地利用についての計画を定め、計画に適合した利用を行うことが求められます。
- ③投機的な土地取引はいけません
土地を投機の対象としてはいけません。価格の異常な上昇を招くばかりでなく、利用されないままの土地も増えてしまいます。本当に土地を必要とする人が、正常な取引価格で取得できることが大切です。
- ④利益に応じた適切な負担が求められます
新しい道路の開通や新駅の開業などの公共施設整備など、外部の要因によって土地の価格が上昇することがあります。このような周辺状況の変化によって土地の価格が増大して得られる利益は、公平性の確保のためにも受ける利益に応じた適切な負担が求められます。



限られた大切な土地。土地の有効利用を考えてみましょう

一定面積以上の土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の土地を売買などしたときは、契約後に権利取得者（買主）が届出をする必要があります。

届出の必要な取引
売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

届出の必要な土地の面積
市街化区域 2,000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上

都市計画区域外の区域
10,000㎡以上

提出期限 契約（予約を含む）締結日から2週間以内（契約日を含みます）

届出窓口 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

問い合わせ先
企画振興課企画調整係
または 熊本県地域政策課
096(333)2170

県有地を売却します

熊本県では、次の県有地の売却を予定しています。詳細は、熊本県管財課まで、お気軽にお尋ねください。

■先着順で購入申し込みを受付中の物件

物件名 菊池農業高校野間口実習地跡地
所在地 菊池市野間口
地目 宅地
土地面積 1,993.31㎡
売却価格 24,300,000円

購入申込期限
平成19年1月31日（水）
午後5時まで

熊本県ホームページ
(http://www.pref.kumamoto.jp/)
↓「県政の基本情報」欄↓「県有地売却」

問い合わせ先
熊本県管財課
096(333)2122

求職者の皆さんへ 応援します

独立行政法人 雇用・能力開発機構熊本センターでは、求職している人の就職、再就職が有利になるよう、座学と職場実習を組み合わせた訓練を民間教育

機関（専門学校など）に委託し、これから就こうとしている職業に必要な知識・技能を習得できるように応援しています。

申込資格
ハローワーク（公共職業安定所）に求職申し込みをしている離職者の人。

申込受付
最寄りのハローワークで職業相談の上、受講申し込みをしてください。後日、受講の可否結果を郵送します。

申込受付期間
10月19日（木）〜11月1日（水）
※土・日・祝祭日は除く。

定員 20人

訓練会場
トレジャーオブテクノロジ株式会社（テクノリサーチパーク内）

訓練期間
12月1日（金）〜
平成19年2月28日（水）

必要経費
入学金、受講料は無料。教科書などの諸経費は自己負担。

問い合わせ先
独立行政法人 雇用・能力開発機構熊本センター
業務課委託訓練係
096(242)0394